



介護保険情報

【特養版】

2000年から施行された介護保険制度ですが、来年度7回目(3年に1回)となる令和3年度介護保険制度改正により、介護報酬が改定され施設利用料金に変更されます。

今回の制度改正にともなう介護報酬改定は、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図るべく現在検討されています。ここでは特養に係る主な内容をご紹介します。

1. 運営基準の改正等の概要について

1) 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

- ・日頃からの発生時に備えた取組、発生時における業務継続に向けた取組の推進

2) 地域包括ケアシステムの推進

認知症の人や、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、それぞれの住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

- ・在宅サービスの機能と連携の強化 ・介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化 ・医療と介護の連携の推進
- ・看取りへの対応の充実 ・認知症への対応力向上に向けた取組の推進 ・地域の特性に応じたサービスの確保
- ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

3) 自立支援・重度化防止の取組の推進

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
- ・ストラクチャー、プロセス、アウトカムの評価をバランス良く組み合わせた介護サービスの質の評価の推進
- ・介護関連データの収集・活用とPDCAサイクルの推進を通じた科学的介護の取組の推進
- ・寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

4) 介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊かつ重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

- ・介護職員の処遇改善や現場環境の改善に向けた取組の推進
- ・介護サービスの質を確保した上での、ロボット・ICTの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
- ・文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

5) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、費用負担者への説明責任を果たし、国民の納得感を高めていく

2. 高額介護サービス費制度について(1ヶ月に支払った介護保険サービス費のうち、一定金額(基準額)を超えた場合に還付される費用)

月額利用者負担の上限(基準額)について、保険給付範囲を縮小する方向で見直される予定です。内容(赤枠)は次のとおり。

対象となる方		令和3年7月までの負担の上限	令和3年4月からの負担の上限
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	年収約1,160万円以上	44,400円(世帯)	140,100円(世帯)
	年収約770万円～約1,160万円		93,000円(世帯)
	年収約383万～年収約770万円		44,000円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方		24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等		24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等		15,000円(個人)	15,000円(個人)

3. 食費・居住費について(特定入所者介護サービス費制度)

制度対象者の要件である、資産要件と対象者について、保険給付範囲が縮小される方向で見直しがされる予定です。

内容は次のとおりです。

- ①1,000万円以下であった預貯金基準を所得段階に応じてきめ細かく設定(配偶者がいる方は下記表の資産要件+1,000万円以下)
- ②第3段階を介護保険料の所得段階に合わせて2つに区分
- ③新たな所得段階において、食費の負担限度額を引き上げ

利用者負担段階	資産要件(預貯金等)	対象者	部屋代日額	食費日額
			負担限度額	
第1段階	1,000万円以下	本人・世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金受給者・生活保護世帯の方(原則として生活保護の方の利用は出来ません)	820	300
第2段階	650万円以下	本人・世帯全員が市町村民税非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額の合計が年80万円以下の方		390
第3段階①	550万円以下	本人・世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額の合計が年80万円超120万以下	1,310	650
第3段階②	500万円以下	本人・世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金【遺族年金・障害年金】収入額の合計が年120万超		1,360
第4段階	-	市町村民税課税世帯の方 第一段階～第三段階の該当しない方	3,000	1,950

* 資産要件について、第2号被保険者については1,000万円以下であること。

(部屋代はユニット型個室のみ記載)

* 資産要件の他に町県民税世帯非課税かつ配偶者がいる場合は、配偶も市町村民税非課税であることが軽減制度の対象者となります。

施設からのお願い

●面会に関するお願い

長期の面会制限に伴い、ご利用者の体調や日常生活へのご家族様の皆様の不安等を少しでも解消していただきたく、ご利用者様とご家族様がふれあう機会としてスマートフォン、タブレット端末を使用したビデオ通話による面会を実施しています。ご希望される場合は、お手数ですが右記連絡先までご連絡ください。

《ビデオ通話利用時間》 10:00-11:30 14:00-16:30

《 受付時間 》 9:00 - 17:00

*当日受付は利用時間の1時間前までをお願い致します。

2階ベランダから窓越しで面会は、冬季を迎えるにあたり施設周囲の路面状況等から面会者の安全確保を図るべく、現在行っておりません。

●清拭布のご寄付をお願いします。

日頃多くの皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

清拭布は消耗品の為にすぐに少なくなってしまうのが現状です。

洗濯してある柔らかい布類(例えば、Tシャツやタオル類、布オムツ等々)でそのままでも結構ですが、できれば三十センチ四方に裁断していただければ助かります。

尚、使用用途など、ご不明な点等がありましたら、職員までお問い合わせ下さい。

連絡先・・・福寿荘きらきら

TEL 0556-22-7531 FAX 0556-20-1210

ご協力の程、宜しく申し上げます。

ご厚意ありがとうございました

□排泄用品を頂きました。

11/7 富士川町 志村 様

掲載については一般の方のみとしております。

《編集後記》

今年も残り少なくなりましたが、この一年皆様はどんな年になりましたか。年末も近付く中、例年実施しております利用者様ご家族様アンケート調査に伴う資料を送らせて頂きました。お手数ですが調査にご協力の程宜しくお願い致します。(1)

12月の行事予定

特養施設

デイサービス

2日 セレクトメニュー	21日 理美容
4日 理美容	冬至メニュー
8日 誕生会メニュー	24日 クリスマスメニュー
14日 忘年会(木古)	25日 クリスマス会
17日 機能回復訓練	誕生会
忘年会(鳥古)	31日 年越しそば

書道教室
10日

クリスマス会
14・15日

*令和2年3月に発行した4月号においてご案内致しました令和2年度行事予定は新型コロナウイルス感染症に伴い予定を変更して実施しております。

